



今月は確定申告についてです。年末調整の違い、メルカリの収入はどうなるのか、青色申告と白色申告の違いは何か、その一番基本の部分をまとめました。

<今回の内容>

I. 今更聞けない、確定申告あれこれ P.1

2019年3月1日発行

第49号

もうすぐ春ですよ～！

今更聞けない、確定申告あれこれ

EMP通信 発行者:EMP税務会計事務所・EMP行政書士事務所

メルカリでの収入ってどうなるの？

■ はじめに

そろそろ確定申告のシーズン到来です！

税金に関する手続きといえば、多くの方が「確定申告」または「年末調整」の2つを挙げるのではないのでしょうか(^-^)

なんだか似てることをしているような気がするこの2つ。確定申告と年末調整はどこがどんなふうに違うのでしょうか？

…ということで、今回の特集は『確定申告』です♪年末調整との違い、そして青色申告・白色申告の違いについてもお伝えします。

■ 年末調整との違い

まずは、年末調整と確定申告の違いについて確認しておきましょう。

💡 確定申告

さまざまな種類の所得について、自分で申告、納税すること

💡 年末調整

会社が一人ひとりの一年間の「給与所得」を確定し、それまでおおまかに天引きしていた税金を年末にきちんと計算し直して、還付or徴収があること

確定申告は、全ての所得(給与所得、事業所得、不動産所得、雑所得など)に対する所得税額を計算する手続きです。

一年間の所得を翌年3月15日までに自分で計算し、申告、納税する必要があります。ちなみに今年は、還付が発生する場合を除き、2019年2月18日(月)から3月15日(金)までに税務署に申告、納税ですよ～(^-^)

年末調整は、主に会社員の方が行う手続きです。

年末一年間の給与が確定するタイミングで、生命保険料控除や住宅ローン控除などを入れて再度税額を計算しなおします。

1ヶ所しか給与所得がない人は、年末調整だけで所得税額が確定するので、基本的には(※ 次のページ参照)確定申告の必要がありません。

■ 申告しなかったらバレない??

これ、個人的に疑問だったので調べてみました(笑)。バレたり、バレなかったりというケースがあるようです。

どんな場合にバレるかいうと、

収入0の状態でもうやって生活しているかを怪しまれてバレる場合や、タレコミ、SNSなどで高額な買い物を自慢したり、税務署が証券会社やメルカリなどの運営会社に問い合わせをしてバレる場合もあるようです…。

どちらにしても、マイナンバーができたことで個人のお金の流れを把握しやすくなっているため、今までよりもバレやすくなったと言えるでしょう(^-^;)。

では、**バレない状態はどんな状態か**というと、

単にバレていない場合もあれば、本当はもうバレているけど「今のところは」放置されている状態なだけかもしれません。バレてないのか、バレているけどあえて放置されているのかがこちらからは何もわからない状態です。これはちょっと怖いですね…。

でも！バレないからといって放置していたら、バレたときに通常より高い税金を納めなければいけません。

その場合は「追徴課税」といって、本来納めるべき税額に

- ❗ 無申告加算税
- ❗ 延滞税
- ❗ 重加算税

が加算されます。

思ったより痛い金額がくるってあべきが言ってます(>_<)

特に悪質だと判断された場合には、逮捕されることもあります(；・∀・)。

■ つぎに当てはまる人は、確定申告が必要です

- ✔ 配当所得があった人
- ✔ 不動産取得があった人
- ✔ 事業所得があった人
(個人事業主はこれに該当します)
- ✔ 給与所得があった人 ※
(サラリーマンでも確定申告が必要な場合があります)
- ✔ 退職所得があった人
- ✔ 譲渡所得があった人
- ✔ 山林所得があった人
- ✔ 一時所得があった人
- ✔ 雑所得があった人
(年金、事業的規模でない副業による所得などがある場合)

※会社員の中でも、高額収入の方やマンションやアパート経営をされている方は、確定申告が必要です。

また、病気やケガで入院・治療した方で医療費が10万円を超えている場合(一部例外あり)は、確定申告を行うことで「医療費控除」の対象になります。

■ 会社員で、確定申告が必要になる場合

会社員で確定申告が必要になる場合は、つぎの通りです。

- 給与収入が2,000万円を超えている場合
- 2カ所以上の会社から給与を受け取っている場合
- 配当所得や不動産所得などの副業所得が20万円を超える場合
- 医療費控除、雑損控除などを受ける場合
- 住宅ローン控除を初めて受ける場合
(2年目以降は年末調整で行います)
- その年の途中で退職したあと再就職しておらず、年末調整を受けられない場合
- ふるさと納税の納付先自治体が6か所以上の場合



ミニコラム

メルカリでの収入ってどうなるの？

メルカリは、欲しいものを探して安く買ったり、いらないものを売ったりするときに主に利用されています。

利用したことがある人も多いんじゃないでしょうか(^-^)

もともと自分が持っていたもの・使っていたものを売る場合には、【基本的には】税金はかかりません。

(なぜこんな書き方をしているのかは、あとで説明しますね！)

さらに、売るのが**新品か中古品かも関係ありません。**

あくまでも「自分にとっていらないものかどうか？」という考え方なんです。

サイズが合わなくて結局一度も着なかった洋服、ダブって購入してしまった漫画の最新刊、などなど、「新品だけど自分にとってはいらないもの」って意外とあるので、これはちょっと安心ですね。

ただし、**注意しておきたいことがあります。**

たとえ私物であっても、高価なもの(1個または1組で30万を超えるもの)には税金がかかるので、その場合は確定申告が必要になります。

ここでいう高価なものとは、「貴金属や宝石、書画や骨董などのこと」を指しますが、例えばブランドのバッグや時計で30万を超えるものを売った場合にも税金の対象になる場合があります。

なので、もしメルカリで30万を超えるブランド品を売られた方は、一人でも考えずにぜひご相談ください(^O^)。

メルカリの利用のされ方としてもうひとつ思い浮かぶのが、営利目的や転売目的のものです。

メルカリでお金を稼ごうとしている人もやはり一定数はいますね(^-^;)。私は某球団のファンですが、ホーム戦のチケットや限定グッズなど定価よりずいぶん高値で出ているのをたまに見かけます…(+_+)



これって、安く仕入れて高く売ってるのと同じことですね。

そうなってくると普通の商売と変わらないので、「営利目的で売買をしている」と判断され、税金がかかります。

ここまでで、メルカリをどう使えば税金がかからないか(or かかるか)ざっくりお分かりいただけたかと思います(^ ^)

さて！ここからは、**確定申告をどうするか？**というお話。

確定申告は、その人の状況によってする必要はあるかどうかが変わってきます。

たとえば会社員の方で、収入は働いている会社の給料だけ！という人が、会社で年末調整をしている場合には、メルカリで儲けた金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は必要ありません。

(ここでいうメルカリで儲けた金額とは、売った金額から手数料や送料を差し引いた残りの部分、つまり純然たる儲けの金額のことをいいます。)

もちろん、これはアルバイトやパートの方も同じですよ！

その代わりに、年収が2,000万を超えていたり、別の会社からも給料が入っていたり、メルカリ以外にも副業の収入がある場合については、別の理由で確定申告が必要になりますので注意してくださいね。

具体例でみていきましょう♪

①会社員 Aさん



- ・ 収入は働いている会社からの給料だけ
- ・ メルカリで儲けた金額が20万円以下

→確定申告の**必要なし**

②会社員 Bさん



- ・ 収入は働いている会社からの給料だけ
- ・ メルカリで儲けた金額が20万円超

→確定申告が**必要**

③会社員 Cさん



- ・ 年収2,000万超
- ・ メルカリで儲けた金額が20万円以下

→確定申告が**必要**

④会社員 Dさん



- ・ メインの収入は働いている会社からの給料
- ・ 週末はアルバイトしていて、そこからの給料もある

- ・ メルカリで儲けた金額が20万円以下
- ・ アルバイトの給料と、メルカリの儲けの金額を合計すると、20万超

→確定申告が**必要**

⑤学生や専業主婦で、収入がない人



- ・ メルカリで儲けた金額が38万円を超える

→確定申告が**必要**

この場合、メルカリで儲けた金額が38万を超えてしまうと、扶養から外れてしまい、親や旦那さんの税金が高くなってしまうことがあるので注意してください！

まとめ

- 給与所得がある方…20万以上の儲けが出た場合
- 給与所得がない方…38万以上の儲けが出た場合

※ あくまでも一般的な場合なので、詳しいことはおたずねください(*^_^*)

■ 個人事業主の場合

個人事業主は、事業による所得を計算して、確定申告を行います。

ちなみに、「**所得**」とは**収入金額から経費を引いた金額**です。もしも事業による売上が900万円、人件費などの経費が600万円だった場合、残りの300万円が事業所得になります。さらに、青色申告の特典などの控除制度をうまく活用して所得を少なくできれば、確定申告の際に**節税**もできてお得です！

■ 青色申告と白色申告

確定申告の方法には、「青色申告」と「白色申告」の2種類があります。

■ 青色申告ってどんな申告？

青色申告とは、特別控除などのいろんな特典を受けることができる確定申告の方法です。

まず、青色申告は、**取引ごとに複式簿記で帳簿を作る場合には、所得金額から65万円を控除することができます。**(=「青色申告特別控除」)

もともとの所得金額からさらに65万円減らせるので、申告、納税する金額もおのずと小さくなります。

ちなみに**単式簿記で申告する場合は10万円**の控除となります。

また、家族への給与(青色事業専従者給与)を経費にできたり、赤字を3年先まで繰り越すこともできます。

ということは、赤字になった次の年に利益が出て、そこから前年の赤字を差し引くことができるんです(繰越控除)(^_^)。助かりますよね。

ちなみに、青色申告をするには事前に「所得税の青色申告承認申請書」を提出する必要がありますが、一度提出しておけば、翌年以降は申請を出す必要はありません。

■ 複式簿記と単式簿記の違い

単式簿記は、取引を1つの科目にしぼって記録する方法です。

例えば、「いくらお金を使って、いくらお金が入ったか」というような現金の動きだけを表すシンプルな記録方法です。

身近な例を挙げると、普段私達が使っている銀行の預金通帳もお金の動きだけを表していますよね。これが単式簿記のイメージです。

一方、**複式簿記**では、取引の両面(原因と結果)を表すことができます。

例えば、現金で500円のコピー用紙を買った場合には、

- ・経費が500円増える(費用の増加)
- ・現金が500円減る(資産の減少)

という2つの側面があります。

この取引の二面性を借方/貸方という形で左右にわけて表しているのが複式簿記です。

単式簿記では、コピー用紙を買うために現金が500円出ていったことを示すことはできますが、500円の経費が増えたことは表すことができません。



■ 白色申告ってどんな申告？

白色申告とは、「青色申告承認申請書」を出さない場合の確定申告の方法です。

単式簿記で申告をすることができる代わりに、白色申告には、**青色申告にはある「家族への給与を経費にできるしくみ」**や、「赤字の繰り越し」もないので、**節税メリットは少ない**です。

ただし厳密には、原稿料や著作権使用料、漁業、海苔の養殖などの元々収入が大きく変動する業種であったり、地震などの災害によって資産に損害を受けた場合は、赤字を繰り越すことが認められています。

どちらにせよ繰り越しできるケースはほぼ限られてしまうということですね~(+_+)。

■ 白色申告の簡易簿記と青色申告の簡易簿記の違い



ちょっと待て！同じ単式簿記でも青色と白色で10万控除できるかどうかが変わるってことやんなあ？

そういうことです(^_^;)。

以前は「青色申告は面倒だから」「帳簿の作り方がわからない」という人が白色申告を選んでいましたが、今では白色申告にも単式簿記での帳簿作成が義務付けられているので、申請書を提出して青色申告にしたほうが**メリットが大きい**んです。

白色申告の単式簿記と青色申告の単式簿記の記帳方法の違いはありません。つまり、**同じ単式簿記で記帳していても「青色申告承認申請書」を提出しているかどうかというだけで、10万円の所得控除ができるかどうかが変わります。**

青色申告に切り替えたほうがお得なことが分かりますね！

赤字が繰り越しできるし、多くの個人事業主は節税目的で青色申告をしているのが現状です。



確かにそうやな！

繰り返しますが、今年の確定申告の時期は、3月15日(金)まで。忘れないように早めに済ませておきましょう(*^^)v

(ニュースレター本文 幅司)

EMP

EMP税務会計事務所

EMP行政書士事務所

株式会社オフィスEMP

〒530-0047 大阪市北区西天満5-6-10

富田町パークビル207号

TEL : 06-6316-3755 ・ FAX : 06-6316-3756

MAIL : info@office-emp.com

Web : http://www.office-emp.com

【取扱業務】

- 事業計画、キャッシュフローコンサルティング
- 税務顧問・税務調査対策
- 法人設立
- 各種セミナー
- ITコンサルティング、HP作成、SEO対策など

